

# 電子申告におけるインターネットの利用

## 1 各国の現状

わが国に先だって、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ、オーストラリア等の国は、個人所得税申告書あるいは法人税申告書等を電子申告する方式を既に採用している。

いずれの国々も、導入当初からインターネットが利用されておらず、主として、電子データ交換方式(EDI)等が利用されている。しかし、インターネットを利用した電子申告において、暗号化等のセキュリティーが確保され、パスワードを利用した電子署名が可能になったことから、2000年前後から、各国は、インターネットを利用した方式に変換する動きがある。

## 2 インターネット利用の利点と問題点

インターネットを電子申告に利用する利点は、課税当局が承認したソフトウェアを使用して、納税者が、自宅・自社のパーソナル・コンピュータ(PC)において申告書を作成し、これを電子申告することが可能になる。このことは、利用者である納税者の利便性を高めることは事実であり、家庭・会社におけるPCの普及、インターネットの利用拡大等がその背景にある。

わが国は、現在電子申告導入を検討中であるが、納税者等が申告方法を選択するとしても、

インターネット利用の適否が当然課題として取り上げられるはずである。しかし、長期的に見れば、インターネットの利用は当然という感はあるが、導入当初からインターネットを利用することが、電子申告に係る管理上最適な方法であるかどうかは別問題であるように思われる。

すなわち、電子申告に係る管理上の視点は、電子申告に関連する者をグループとして管理するか、個々の納税者ごとに管理するか、という点である。例えば、英国、オーストラリア等は、税務の専門家である税務代理人を対象として電子申告を開始している。これらの諸国が電子申告の関連者を限定した理由は、技術的な問題を除けば、税務代理人が関与している納税者の比率がこれらの国において高いことがある。これは、言い換えれば、最も組織化されたグループを電子申告関連者として取り込むことにより、制度の定着化を促進する効果があるということである。

各国の課税当局が電子申告において最も恐れていることは、制度を悪用して、例えば、不正な還付を行う者等の出現であろう。したがって、わが国のような税理士制度のない米国の場合、電子申告関連者として承認される要件として、過去において税法等に反する行為を行った者は、電子申告に関与することができないことになっ

# Topics of International Taxation

ている。

他方、インターネットを利用した電子申告は、個々の納税者を対象とする方式である。このようなグループ化されていない個々の納税者を一定の基準に合致するように管理することは容易ではない。

### 3 わが国における検討課題

電子申告がわが国で導入される場合、現在申告書に使用されている印鑑に代わる認証をどうするのか、添付を義務付けられている資料の取扱い等を、米国のように、別途郵送により送付するようにするのかどうか等々、いくつかの解決すべき問題がある。

また、課税当局としては、技術的な問題を除いて、納税者にどのようにその方式を周知するのか、どの税目から電子申告の試行を開始するのか、電子申告関連者の要件をどのように規定し、それを管理するのか等々という問題がある。

しかし、上記の電子申告に係る各種の個別問題以外に、電子申告導入の基本的な視点として、納税者をどのように組織化するのかということがキーワードとなろう。

電子申告については、申告書作成者、申告書送信業者、ソフトウェア開発業者等が、関与することになるが、税理士が関与している納税者を除いて、申告書を自書する納税者が、申告書送信業者に電子申告を依頼するのか、自ら電子申告するのかが今後の課題である。例えば、

オーストラリアでは、申告書を自書する個人納税者は、郵便局を通じて有料で電子申告できる方式がある。仮に、わが国が、郵便局の所有する通信ネットワークを利用して電子申告できる方式を採用すれば、この送信段階において、納税者を組織化することになる。すなわち、納税者は、国税庁の指定した仕様のソフトウェアを使用して申告書を作成し、これを郵便局に備え付けの送信用のソフトウェアを利用して電子申告することになろう。そして、送信後、直ちに、当該納税者は受領確認の通知を受け取り、申告が完了したことになり、電子申告に伴うトラブルをこの段階において解消することが可能であろう。

電子申告におけるインターネットの利用は、電子申告の方式自体が、広く納税者に周知された段階で、新たに導入するのも一つの方式ではないかと考える。

日本大学教授

矢内 一好